

ヒアリング事項について

1. 各団体の組織概要

別添「社会福祉法人全国手話研修センターの概要」

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

(1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

① 社会福祉法人として認可された本来事業の経験やノウハウを活用し、出来るだけ地域の福祉ニーズに応えるようにする。

② 本来事業に対する理解を広げるためにも、地域の自治会や社会福祉協議会等住民組織に積極的に参加し、出来る範囲で事業に参加する。

(2) (1) の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。

① 当法人では、宿泊施設に併設されている大浴場を月2日地域の高齢者に無料開放している。具体的には、季節のお風呂（例えば菖蒲・レモン・ゆず等）を沸かし、11時から15時まで自由に入浴し、懇談してもらっている。大変好評で、すぐに定員オーバーになる。

② また、障害者福祉サービス事業（就労継続A型事業）の取り組みのひとつである農業を活用して、生活困窮者、長期間未就労者等の就労体験事業等を実施し、障害者との協働作業を通じて自立意欲を養い、職業的自立に向けた支援を実施している。

③ 併せて、様々な生活課題を抱えてすぐには職業自立が困難な人々を対象に、自立生活確立に向けたサポート事業を実施している。

④ これらの事業の取り組みを通じてわかったことは、生活困窮者、長期間未就労者等の約30%は、何らかの障害がある人々であり、本来事業である障害者福祉サービス事業の経験を生かすことができるという点である。

(3) (1) の取組を促進するためにはどのようなことが必要か。

① 地域組織や行政との連携による地域の福祉ニーズの把握。

② 一定程度規模の事業を継続的に実施するためには、事業費の確保が不可欠であり、必要最低額の負担が保障されるシステムが必要である。

(4) 制度上の制約（事業体系（社会福祉事業・公益事業・収益事業）、税制等）との関係についてどのように考えるか。

① 特になし。

3. 社会福祉法人の組織について

(1) 社会福祉法人の事業運営（2（1）の取組含む。）について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。

① 高度情報社会で、事業展開のスピードも速くなっている今日の社会において、法人の判断、決定、行動等もスピードを求められている。これに対応できる意思決定方法への改善が必要である。（例：メール理事会）

(2) 社会福祉法人の役割や他の非営利法人との比較、公益法人制度改革等を踏まえ、理事等の権限と責任の明確化（損害賠償責任等）、評議員会の必置等についてどのように考えるか。

① 重要事項については、評議員会の意見を聞いて理事会で決定することになっているが、理事の大半は評議員を兼ねており、理事会での論議が形骸化しがちである。評議員会に決定権を持たせ、評議員会決定事項については項理事会決定を省略してはどうか。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

(1) 2（1）の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。

① 法人の規模は、法人が実施する事業内容、事業規模等により異なり、一般論では論じにくいのではないか。

② 規模が小さすぎると事業展開や資金調達、人材養成が困難になるが、規模が大きすぎると事業内容に法人の目が届きにくくなるという弱点が生まれる。

③ 当法人の場合、手話通訳事業に対する運営補助金がないことから総事業費の75%が自主財源であり、事業費の1/3程度の額の運転資金確保が必要である。

(2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。

① 法人設立の経過や理念、実施する事業種別、事業の得意分野等が異なり、法人の合併・事業譲渡は大変難しい課題であると思う。法人を大きくする目的だけで無理に合併を進めても目的は達成できないと思う。

② 合併・事業譲渡でのメリットは、事業合体によるスケールメリットもしくは事業譲渡によるスリム化であり、それに伴う人件費の削減である。しかし、人員削減は、労使問題、退職金の確保、各種補助金の打ち切り等リスクも大きくなかなか決断できない。これらの具体的支援制度が必要である。

(3) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数法人間の協働化の体制と

してどのような仕組みが必要と考えるか。

① 合併等に先立って、まず事業の共同化が大切であり、共同化をコーディネートできるセンター機能が必要と考える。

(4) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み（社团的連携）についてどのように考えるか。

① 事業内容が類似しており、合併について当該法人間で合意後であれば、合併に向けてのプロセスとして有効だと思う。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

(1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。

① 当法人では、年度ごとに事業報告及び決算報告を掲載した事業報告書を作成し、関係政機関・団体等に配布している。

② また当法人ホームページに決算報告概要版を掲載し、自由に閲覧できるようにしている。

③ 当法人設立協力3団体の機関紙、ホームページ等を通じて事業概要及び決算概要をそれぞれの団体会員に文書で公表している。

(2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。

① 基本的にオープンすべきと考える。

(3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表（公益財団法人と同等）についてどのように考えるか。

① 基本的にオープンすべきと考える。

6. 適切な監督指導について

(1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。

① 指導監査内容が形式的で細かすぎる。もっと事業に対する評価や、指導、アドバイスをお願いしたい。

(2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。

① 大変重要で有意義な事業であると考えているが、時間的、金銭的に負担が大きくなかなか実施に踏み切れないのが実情である。

7. 福祉人材の確保について

(1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。

① 職員の処遇改善について

- 1) 当法人では、アルバイトから嘱託職員、嘱託職員から正職員に登用するシステムを取り入れている。
- 2) 当法人では、アルバイトから嘱託職員に登用するに当たり、自己推薦システムを取り入れている。

② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について

- 都道府県の福祉人材研修センター等が中心になって人事交流のシステム（たとえば1年間の職員交換）があればよいと思う。

③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について

- 当法人の場合、本人の希望を尊重し、必要な期間短時間勤務での就業にしている。

④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について

- 当法人の場合、手話通訳事業という事業の性格上、聴覚障害のある職員が多く、情報保障、コミュニケーション保障が重要な課題である。現在は、外部との連絡を電話通訳、メール等で行っているが、出来ればテレビ電話の導入を図りたい。

(2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。

① 地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について

- 1) 地域コミュニティと連携した社会貢献事業においては、地域実情のよくわかった地元の人をアルバイト等で採用している。
- 2) 地方公共団体と連携した社会貢献事業においては、その地方公共団体職員に委員委嘱したり、OB職員をアルバイト等で採用している。

② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について

- 特に意見なし。

③ 地域に求められる介護サービス（小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護等）の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について

- 事業未実施のためコメントできない。

8. その他要望など